

日本乳癌学会専門医制度 規則

第1章 総則

第1条 [目的]

この制度は乳腺疾患の診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第2条 [制度の概略]

第1条の目的を達成するために日本乳癌学会（以下本学会と略記）の認定医制度と専門医制度をおく。

1. 乳腺認定医（以下認定医と略称）は乳腺疾患の高度な知識と診療能力を有する者とする。
2. 乳腺専門医（以下専門医と略称）は乳腺疾患の高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、指導的立場になり得る者とする。
3. 乳腺指導医（以下指導医と略称）は、乳腺疾患の高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、認定医、専門医を目指す者（専修医）を指導する立場の者とする。但し、指導医資格は広告すべきものではない。

第2章 専門医制度委員会

第3条 [委員会の設置]

1. 本学会は第1条の目的を達成するために専門医制度委員会をおく。
2. 委員会の構成、運営は別に定める認定医・専門医制度規則資格認定施行細則による。

第4条 [業務]

専門医制度委員会はこの規則によって以下の業務を行う。

- (1) 認定医・専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 地方創生委員会、試験問題作成委員会および施設認定委員会を設置する。
- (3) 地方創生委員会は認定医、専門医、名誉専門医の認定のための審査を行う。
- (4) 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査のための筆記試験問題を作成する。
- (5) 施設認定委員会は日本乳癌学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための認定施設（以下認定施設と略称）の認定のための審査を行う。

第3章 地方創生委員会

第5条 [業務]

地方創生委員会は認定医および専門医の認定のための審査を行う。

第6条 [委員の選出]

地方創生委員会の委員長は、理事長が理事会の議を経て評議員の中から選出する。委員は理事会が選出し、理事長が委嘱する。

第7条 [任期]

委員の任期は4年とし、再任を妨げないが、通算2期を越えることはできない。

第8条 [欠員の補充]

委員に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。任期は前任者の残任期間とする。

第4章 認定医の申請資格

第9条 [申請資格]

1. 認定医の認定を申請する者（以下認定医申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ・日本国の医師免許証を有すること。
- ・学会認定医制度協議会の定める基本的領域診療科の認定医または専門医であること。
- ・継続4年以上本学会会員であること。
- ・臨床研修医終了後、本学会が認定した認定施設（関連施設を含む）において所定の修練カリキュラムにしたがい通算2年以上の修練を行っていること。

- ・乳腺疾患に関する業績を有すること。

2. 認定医認定証の有効期限（5年）を迎え、更新を申請する者は（以下認定医更新申請者と略記）次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ・本学会認定医であること。
- ・認定医取得後、継続して本学会会員であること。
- ・本学会の定める研修実績を有すること。

第5章 認定医の認定方法

第10条 [申請方法]

1. 認定医申請者は次の各号に定める申請書類の正本1通および副本1通を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。

- ・認定医認定申請書
- ・履歴書
- ・医師免許証（写）
- ・学会認定医制度協議会の定める基本的領域診療科の認定証（写）
- ・認定施設（関連施設を含む）での修練終了証明書

- ・診療経験および業務目録
- ・平成16年以降の医師免許取得者は臨床研修終了書（写）

2. 認定医更新申請者は、次の各号に定める申請書類を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。

- ・認定医更新認定申請書
- ・履歴書
- ・乳腺認定医認定証（写）
- ・研修実績証明書類

第11条 [審査]

1. 認定医申請者については地方創生委員会が毎年1回申請書類により申請者の認定医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

2. 認定医更新申請者については地方創生委員会が毎年1回申請書類によって申請者の認定医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定する。

第12条 [認定証の交付]

1. 理事長は専門医制度委員会が認めた者に対して理事会の議を経て、認定医認定証を交付する。

2. 認定医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。

第6章 認定医の資格喪失

第13条 [資格喪失]

次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定医の資格を喪失する。

- ・本人の辞退
- ・会員の資格喪失
- ・申請書の嘘偽
- ・認定医の非更新
- ・認定医として不適当と学会が判断した者

第14条 [復活・再申請]

1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。

2. 前条第3号（申請書の嘘偽）によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

第7章 専門医の申請資格

第15条 [申請資格]

1. 専門医の認定を申請する者（以下専門医申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ・日本国の医師免許証を有すること。
- ・本学会認定医であること。
- ・継続5年以上本学会会員であること。

・臨床研修医終了後、認定施設（関連施設を含む）において所定の修練カリキュラムにしたがい通算5年以上の修練を行っていること。ただし、平成15年迄の医師免許取得者は、医師免許取得後7年以上修練し、そのうち5年以上は認定施設において所定の修練カリキュラムに従い修練を行っていること。

- ・別に定める研究および研修業績を有すること。
- ・別に定める診療経験を有すること。

2. 第1項の規定にかかわらず、平成15年迄に専門医資格を有した申請者は次の各号に定める申請書類を地方創生委員会へ提出し、手数料を納める。なお、本項の適用は平成21年の審査までとする。

- ・専門医であること
- ・現在乳腺の診療に従事し、かつ別に定める診療経験を有すること
- ・別に定める研究業績を有すること
- ・別に定める研修実績を有すること

3. 65歳を越えた者で専門医を更新しない者は、専門医の有効期限が終了してから2年以内に名誉専門医を申請することが出来る。名誉専門医を申請するには次の各号に定めるすべての資格を要する。ただし、名誉専門医は専門医として広告することは出来ない。

- ・本学会専門医であること。
- ・専門医取得後、継続して本学会会員であること。
- ・本学会の定める研修実績を有すること。
- ・名誉専門医の資格は、生涯有効であるが本学会会員でなくなったときは、その資格を失う。

4. 専門医認定証の有効期限（5年）を迎え、更新を申請する者（以下専門医更新者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ・本学会専門医であること。
- ・専門医取得後、継続して本学会会員であること。
- ・本学会の定める研修実績を有すること。
- ・別に定める診療経験を有すること。

第8章 専門医の認定方法

第16条 [申請方法]

1. 専門医申請者は次の各号に定める申請書類の正本1通および副本1通を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。なお、受験資格を認められた者はその翌年より引き続き2年間の申請に限り、以下の書類の提出を省略することが出来る。

- ・ 専門医認定申請書
- ・ 履歴書
- ・ 日本国の医師免許証（写）
- ・ 乳腺認定医認定証
- ・ 認定施設（関連施設を含む）での修練終了証明書
- ・ 診療経験および業績目録
- ・ 診療実績一覧表
- ・ 平成16年以降の医師免許取得者は臨床研修終了証（写）

2. 専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。

- ・ 専門医更新認定申請書
- ・ 履歴書
- ・ 乳腺専門医認定証（写）
- ・ 研修実績証明書類
- ・ 研究業績一覧表および業績

3. 名誉専門医申請者は、次の各号に定める申請書類を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。

- ・ 名誉専門医認定申請書
- ・ 履歴書
- ・ 乳腺専門医認定証（写）
- ・ 研修実績証明書類

第17条 [審査]

1. 専門医申請者については地方創生委員会が毎年1回申請書類および試験により申請者の専門医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

2. 専門医更新申請者については地方創生委員会が毎年1回申請書類によって、申請者の専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定する。

第18条 [専門医認定証の交付]

1. 会長は専門医制度委員会が認めた者に対して理事会の議を経て、専門医認定証を交付する。

2. 専門医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。
3. 名誉専門医申請者については地方創生委員会が毎年1回申請書類によって、申請者の名誉専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定する。

第9章 専門医の資格喪失

第19条 [専門医の資格喪失]

次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、専門医の資格を喪失する。

- ・本人の辞退
- ・会員の資格喪失
- ・申請書の嘘偽
- ・専門医の非更新
- ・専門医として不相当と学会が判断した者

第20条 [復活・再申請]

1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。
2. 前条第3号（申請書の嘘偽）によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

第10章 指導医の申請資格、認定、資格喪失

第21条 [申請資格]

1. 指導医の認定を申請する者（以下指導医申請者と略記）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。
 - ・乳腺専門医を少なくとも一回更新した乳腺専門医であること。
 - ・一定の研究業績を有していること。
 - ・認定施設、関連施設に勤務している者であること。
 - ・認定医、専門医を目指す修練医を指導していること。
2. 指導医認定証の有効期限（5年）を迎え、更新を申請する者は（以下指導医更新申請者と略記）次の各号に定めるすべての資格を要する。
 - ・本学会乳腺専門医を継続していること。
 - ・一定の研究業績を有していること。
 - ・認定施設、関連施設に勤務している者であること。
 - ・認定医、専門医を目指す修練医を指導していること。

第 11 章 指導医の認定方法

第 22 条 [申請方法]

1. 指導医新規申請者は次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。指導医申請が専門医更新と同時の場合は、専門医資格は自動的に更新される

- ・ 指導医申請書
- ・ 乳腺指導医認定証（写）
- ・ 研修・研究業績
- ・ 指導業績

2. 更新申請者は、次の各号に定める申請書類を地方創生委員会に提出し、手数料を納付する。（専門医と同時更新の場合は指導医更新のみでよい。）

- ・ 指導医更新申請書
- ・ 乳腺指導医認定証（写）
- ・ 乳腺専門医認定証（写）
- ・ 診療経験および業績目録
- ・ 指導業績

第 23 条 [審査]

1. 指導医申請者については地方創生委員会が毎年 1 回申請書類により申請者の指導医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

2. 指導医更新申請者については地方創生委員会が毎年 1 回申請書類によって、申請者の指導医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定する。

第 24 条 [指導医認定証の交付]

1. 会長は専門医制度委員会が認めた者に対して理事会の議を経て、指導医認定証を交付する。
2. 指導医認定証の有効期限は、交付の日から 5 年とする。

第 12 章 指導医の資格喪失

第 25 条 [指導医の資格喪失]

次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、指導医の資格を喪失する。

- ・ 本人の辞退
- ・ 会員の資格喪失
- ・ 申請書の嘘偽
- ・ 専門医、指導医の非更新

- ・指導医として不適当と学会が判断した者

第 26 条 [指導医の復活・再申請]

1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者に対して復活を認める。
2. 前条申請書の嘘偽によって取り消された者は、原則として 5 年間再申請することを認めない。

第 13 章 試験問題作成委員会

第 27 条 [業務]

筆記試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な筆記試験問題を作成する。

第 28 条 [委員の選出]

筆記試験問題作成委員会の委員長は理事長が理事会の議を経て、評議員の中から選出する。委員は理事会が選出し、理事長が委嘱する。

第 29 条 [委員の任期]

委員の任期は 4 年とし、再任を妨げないが、通算 2 期を越えることはできない。

第 30 条 [欠員の補充]

委員に欠員を生じたときは、理事長がその補充を行う。任期は前任者の残任期間とする。

第 14 章 施設認定委員会

第 25 条 [業務]

施設認定委員会は本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設(以下認定施設と略記)を審査する。

第 26 条 [委員の選出]

施設認定委員会の委員長は、理事長が理事会の議を経て、評議員の中から選出する。委員は理事会が選出し、理事長が委嘱する。

第 27 条 [委員の任期]

委員の任期は 4 年とし、再任を妨げないが、通算 2 期を越えることはできない。

第 28 条 [欠員の補充]

委員に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。任期は前任者の残任期間とする。

第 15 章 施設認定

第 29 条 [資格]

1. 認定施設は原則として次の各号に定めるすべての要件を満たすことを要する
 - (1) 大学病院、一般病院または乳癌を主な対象とする専門施設。
 - (2) カリキュラムを満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
 - (3) 十分な指導体制がとられていること。
 - (4) 当該認定施設において乳腺疾患の全般について修練が可能であること。
 - (5) 諸施設の完備、教育行事の開催および研究発表がなされていること。
 - (6) 日本乳癌学会が行なっている乳癌登録を施行していること。
2. 認定施設の長は、次の各号に定めるすべての資格を満たす施設を関連施設として申請することができる。
 - (1) カリキュラムを満たすに必要な乳癌症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
 - (2) 必要に応じて十分な指導体制がとられていること。
 - (3) 諸施設の完備、教育行事などがされていること。
 - (4) 日本乳癌学会が行なっている乳癌登録を施行していること。

第 16 章 認定施設の認定方法

第 30 条 [登録申請]

認定施設としての登録を申請する診療施設の長は、次の各号に定める登録申請書類を施設認定委員会に提出する。

施設認定委員会が不要と認めた場合は、第 2 号以下の書類を省略することができる。

- (1) 認定施設認定申請書
 - (2) 施設内容説明書
 - (3) 関連施設内容説明書
 - (4) 専門医の履歴書および勤務証明書
 - (5) 関連施設を含めたカリキュラム計画書
 - (6) 症例報告書
 - (7) 業績
2. 更新のため認定施設としての登録を申請する診療施設(関連施設を含む)の長は、前項の各号に定める申請書類を施設認定委員会に提出する。なお、施設認定委員会が不要と認めた場合は、第 2 号以下の書類の一部について省略することができる。

第 31 条 [認定施設の審査]

施設認定委員会は毎年 1 回、申請書類によって認定施設(関連施設を含む)としての適否を審査

し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

施設認定委員会は、申請された施設の実地調査を行うことができる。

第 32 条 [認定施設認定証の交付]

理事長は専門医制度委員会が認定施設として認めた施設(関連施設を含む)に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。認定施設認定証の有効期限は2年とする。

ただし、関連施設の有効期限はその認定施設の有効期限に連動する。

第 17 章 認定施設の資格喪失

第 33 条 [資格喪失]

認定施設は次の理由により専門医制度委員会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- (1) 認定施設の資格を辞退したとき。
- (2) その他施設認定委員会が不相当と認めたとき。

第 18 章 規則の変更

第 34 条

この規則の変更は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を要する。

(附則)

1. 本会則は平成9年6月30日より施行する。
2. 本会則は平成11年5月27日より施行する。
3. 本会則は平成14年7月4日より施行する。
4. 本会則は平成15年6月11日より施行する。
5. 本会則は平成16年4月6日より施行する。
6. 本会則は平成20年5月2日より施行する。
7. 本会則は平成24年6月27日より施行する。
8. 本会則は平成29年1月27日より施行する。